

新庁舎等の整備についてお知らせします！  
**新庁舎 井戸端会議**

**西脇市まちなかフォーラムを開催**

12月7日に旧来住家住宅で、西脇市まちなかフォーラム「みんなで盛り上げよう！まんなかから、つながるまち」を開催しました=写真。クロストークという対話形式を用い、参加者同士が意見交換を行いました。参加者から出た意見を紹介します。



**◆まちなかの可能性について**

- ・「良さ」を見つけるには、視点を変えてみることも大事。例えば、狭い道は視点を変えてみると、歩きやすい道かもしれない。
- ・子どものところに西脇の中心部に行くことを「まちなかに行く」と言っていたほど、市街地はにぎわっていた場所であった。現在の「良さ」を生かして、新しいにぎわいをつくっていきけるのではないかな。

**◆若者にまちなかに来てもらうには**

- ・高校生のファッションショーはとても評価されている。高い技術力や豊かな感性を持った若者たちが、卒業してどこへ行ってしまおうのだろうか。若者が働ける、活躍できる場が必要である。

- ・地方都市では、ニッチな市場（特定の需要がある小規模市場）やまちの課題に着目した「ソーシャルビジネス」の担い手が、UターンやIターンをした事例がある。きっかけさえ見つけられれば、優秀な人材が都市部から来てくれるかもしれない。

**◆活動する人、仲間を増やすために**

- ・何かを始めたいと思っても、市役所で相談するのは敷居が高い。気軽に話せたり、相談できたりする場所があるといい。
- ・「まんなかからつながる」というネーミングはいいが、今は「まんなか」がすかすかの状態に見える。そこに行ったら西脇のことが分かる、集える、情報が受発信できる拠点、多世代の交流ができる場所が必要だと思う。

◆問合せ 新庁舎建設室（市役所内線365）

**危険ブロック塀の撤去費用を助成**

市では大阪府北部地震の発生を受け、危険なブロック塀の撤去工事費用を助成します。個人住宅にある建築基準法の規定を満たしていないブロック塀の撤去工事で、昨年6月18日以降のものが対象です。

**◆助成対象**

個人住宅に付属し、道路に面したブロック塀のうち、建築基準法に適合しない高さ1.2メートル以上のものの撤去工事費用（詳しくは市ホームページ）。

**◆助成額 対象経費の2/3（上限20万円）**

※予算額に達し次第、申し込みを締め切ります。

**◆申請方法**

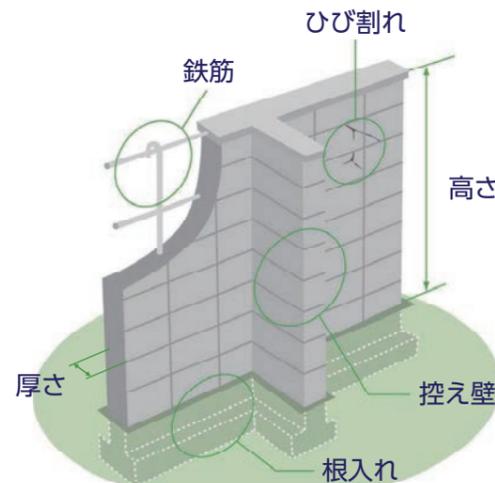
事前に所定の交付申請書に工事概要書や付近見取図、現況写真、見積書などを添付して下記へ提出。

**◆申込み・問合せ 建築住宅課（市役所内線282）**

**危険なブロック塀を改善しましょう**

下記のチェック項目に沿って、自宅にあるブロック塀を確認しましょう。一つでも該当しないものがある場合は、専門家に相談するなどし、必要に応じて早急に改善しましょう。

- 高さ 塀の高さが地盤から2.2m以下か
- 厚さ 塀の厚さが10cm以上か  
(高さが2m超2.2m以下の塀は15cm以上)
- 控え壁 3.4m以下の間隔で塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか(高さが1.2m超の場合)
- 根入れ コンクリートの基礎があるか  
(高さが1.2m超の塀は30cm以上)
- ひび割れ ひび割れや傾きはないか
- 鉄筋 直径9mm以上の鉄筋が縦横に80cm以下の間隔で配筋されているか。縦筋は壁頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛けされているか



パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会2013.1より一部改

**一般行政職の級別職員数の状況**

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	理事技監 部長	課長 主幹	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他	
職員数(人)	10	40	26	47	32	55	23	7	240
構成比(%)	4.17	16.67	10.83	19.58	13.33	22.92	9.58	2.92	100.0

**部門別職員数の状況と主な増減理由 (単位：人)**

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成29年	平成30年			
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	67	69	2	業務増
	税務	14	15	1	業務増
	民生	22	25	3	業務増
	衛生	15	17	2	業務増
	労働	1	1	0	
	農林水産	16	15	△1	事務の統廃合・縮小
	商工	5	5	0	
	土木	20	19	△1	事務の統廃合・縮小
	小計	164	170	6	
教育部門	50	53	3	業務増	
小計	214	223	9		
公営企業等	病院	418	424	6	業務増
	水道	7	7	0	
	下水道	11	10	△1	事務の統廃合・縮小
	その他	40	42	2	業務増
小計	476	483	7	業務増	
合計	690	706	16		

**職員の任免 (平成29年度) (単位：人)**

区分	男性	女性	合計
新規採用	26	42	68
退職者	29	22	51
定年退職	7	6	13
普通退職	22	16	38

**職員の分限処分の状況 (平成29年度) (単位：人)**

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	4	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合計	0	0	4	4

**職員の懲戒処分の状況 (平成29年度) (単位：人)**

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合	1	1	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	0	3

**西脇市職員の給与などを公表します**

市職員の給与や定員管理は、地方公務員法などの規定に基づき、市議会の議決を経て給与に関する条例などで定められています。

人事行政の透明性を高めるため、平成30年4月1日現在の市職員の給与や職員数などについてお知らせします。

◆問合せ 総務課（市役所内線209）

**人件費の状況 (普通会計決算)**

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
29年度	41,177人	19,337,134千円	260,398千円	2,045,769千円	10.6%

**職員給与費の状況 (普通会計決算)**

区分	職員数(A)	給与費			1人当たり給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
29年度	214人	854,970千円	179,022千円	333,576千円	1,367,568千円	6,391千円

**平均年齢、平均給料・平均給与月額**

区分	一般行政職			技能労務者		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(国ベース)
西脇市	41.8歳	316,200円	357,103円	55.3歳	323,200円	330,860円
国	43.5歳	329,845円	410,940円	50.7歳	286,817円	328,637円

**特別職の報酬などの状況**

区分	給料月額等
給料	市長 921,000円 副市長 750,000円 教育長 665,000円
報酬	議長 465,000円 副議長 408,000円 教育長 370,000円
期末手当	市長 副市長 教育長 議長 副議長 議員 ■30年度支給割合 6月期=2.125月分 12月期=2.275月分 (計4.400月分)
退職手当	市長 副市長 教育長 ■算定方式 給料月額×在職月数×0.40 ■1期の手当額 17,683,200円 給料月額×在職月数×0.24 8,640,000円 ■支給時期 任期毎 給料月額×在職月数×0.18 4,309,200円 任期毎

※退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、市長および副市長は1期（4年=48ヵ月）、教育長は1期（3年=36ヵ月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。